

規 則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月三日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七十一号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四保健医療部の表保健医療政策課の項中第七号から第九号までを削り、第十号を第七号とし、同項の次に次のように加える。

課 策 対 染 症	課 一 感 染 症 の 予 防 及 び 感 染 症 の 患 者 に 対 す る 医 療 に 関 す る 法 律 (以 下 こ の 項 に お い て 「 法 」 と い う 。) の 施 行 に 関 す る 事 務	課 一 感 染 症 の 予 防 及 び 感 染 症 の 患 者 に 対 す る 医 療 に 関 す る 法 律 (以 下 こ の 項 に お い て 「 法 」 と い う 。) の 施 行 に 関 す る 事 務	課 一 感 染 症 の 予 防 及 び 感 染 症 の 患 者 に 対 す る 医 療 に 関 す る 法 律 (以 下 こ の 項 に お い て 「 法 」 と い う 。) の 施 行 に 関 す る 事 務
三	二	1	1
新型インフル	予 防 接 種 法 (昭 和 二 十 三 年 法 律 第 六 十 八 号) の 施 行 に 関 す る 事 務	法 第 十 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き、 感 染 症 の 予 防 の た め の 施 策 の 実 施 に 関 す る 計 画 を 定 め る こ と。	法 第 十 六 条 の 二 の 規 定 に 基 づ き、 医 師 そ の 他 の 医 療 関 係 者 に 対 し、 措 置 の 実 施 に 対 す る 必 要 な 協 力 を 求 め る こ と。
1	2	2	2
法 第 七 条 第 一 項	法 第 三 十 三 条 (法 第 七 条 第 一 項 に よ り 定 め ら れ た 政 令 に お い て 準 用 す る 場 合 を 含 む 。) 及 び 第 五 十 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き、 交 通 を 制 限 し、 又 は 遮 断 す る こ と。	法 第 三 十 八 条 第 九 項 の 規 定 に 基 づ き、 指 定 医 療 機 関 の 指 定 を 取 り 消 す こ と。	予 防 接 種 法 第 六 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き、 臨 時 の 予 防 接 種 を 行 い、 又 は 市 町 村 長 に 行 う よ う 指 示 す る こ と。
1	1	1	1
法 第 二 条 第 七 号 の 規 定 に 基	予 防 接 種 法 第 六 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き、 臨 時 の 予 防 接 種 を 行 い、 又 は 市 町 村 長 に 行 う よ う 指 示 す る こ と。	予 防 接 種 法 第 六 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き、 臨 時 の 予 防 接 種 を 行 い、 又 は 市 町 村 長 に 行 う よ う 指 示 す る こ と。	予 防 接 種 法 第 六 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き、 臨 時 の 予 防 接 種 を 行 い、 又 は 市 町 村 長 に 行 う よ う 指 示 す る こ と。

<p>エンザ等対策特別措置法（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>の規定に基づき、都道府県行動計画を作成すること。</p>	<p>づき、指定地方公共機関（医療、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造又は販売等の公益的事業を営む法人に限る。）を指定すること。</p>
<p>2 法第二十二條第一項の規定に基づき、都道府県対策本部を設置すること。</p>	<p>2 法第八條第五項（同條第八項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市町村行動計画について、市町村長に対し、必要な助言又は報告をすること。</p>	
<p>3 法第二十三條第二項第五号の規定に基づき、都道府県対策本部の本部員を任命すること。</p>	<p>3 法第四十二條第一項の規定に基づき、指定行政機関の長等に対し、当該機関の職員の派遣（医療に係るものに限る。）を要請すること。</p>	
<p>4 法第二十三條第三項の規定に基づき、都道府県対策本部の副本部長を指名すること。</p>		
<p>5 法第二十四條第三項の規定に基づき、指定地方行政機関の長等に対し、その指名する職員の派遣（医療に係るものに限る。）をすよう求めること。</p>		
<p>6 法第二十四條第六項の規定に基づき、総合調整の関係機関に対し、新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又</p>		

は資料の提出（医療に係るものに限る。）を求めること。

7 法第三十一条第三項（法第四十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示すること。

8 法第三十三条第二項の規定に基づき、関係市町村長等及び指定公共機関等に対し、必要な指示（医療に係るものに限る。）をすること。

9 法第三十九条第一項の規定に基づき、他の都道府県知事等に対し、応援（医療に係るものに限る。）を求めること。

10 法第四十八条第二項の規定に基づき、同条第一項の措置の実施に関する事務の一部を特

定市町村長が行う
こととする。

11 法第四十九条第
二項の規定に基づ
き、臨時の医療施
設を開設するため、
土地等を使用する
こと。

12 法第五十四条第
三項の規定に基づ
き、医薬品等販売
業者である指定公
共機関等に対し、
医薬品、医療機器
又は再生医療等製
品の配送を行うべ
きことを指示する
こと。

13 法第五十五条第
二項の規定に基づ
き、特定物資（医
薬品、医療機器そ
の他衛生用品及び
再生医療等製品に
限る。次の14にお
いて同じ。）を収
用すること。

14 法第五十五条第
三項の規定に基づ
き、特定物資の生
産等を業とする者
に対し、その取り
扱う特定物資の保
管を命ずること。

15 法第五十六条第 三項の規定に基づ き、同条第二項の 措置の実施に関す る事務の一部の特 定市町村長が行う こととすること。

附 則

この規則は、令和二年七月六日から施行する。